



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 フレンドリー
代表者名 代表取締役社長 中井 豊人
(コード 8209 東証第 2 部)
問合せ先 管理本部総務財務部長
鮫島 篤志
(TEL 072-874-2747)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法の改正内容に鑑み、内部統制の一層の充実を図り、業務の適正を確保することを目的に、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針 (平成 27 年 5 月 15 日改定)

1 基本方針

当社は創立以来今日に至るまで、外食産業を通じてお客様に豊かな食文化を提供することで、企業としての持続的成長をはかるべく、その経営管理体制の構築に努めてきたものであるが、今後さらに全役職員が法令遵守と高い倫理観を重視するコンプライアンス経営の徹底、そして収益拡大をはかるための事業の効率化、リスク管理の充実化をはかるとともに、金融商品取引法に定められた財務報告の信頼性を確保するため、当社の内部統制システムに関する基本方針を定めるものである。なお、当社の内部統制システムは、不断の見直しによってその改善を常に検討していくものである。

2 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務執行・経営の監視・内部統制・リスク管理に関する体制の模式図は次のとおりである。

(模式図別紙)

I 当社の経営理念を全社的に普及浸透させるために、当社は企業行動指針を

策定し、これを社内広報システムによって営業店の隅々まで広報する。

- II 当社はコンプライアンス経営の実現を図るために、社内通報制度を定めているが、さらに社内通報制度の存在を広報してその有効性を高め、法令違反行為等の存在が判明した場合にはこれに速やかに対応できるような組織運用を検討する。
- III 代表取締役のもと、コンプライアンス委員会を設置することにより、行動規範はじめ、コンプライアンス経営を支える基準、組織の運用について評価改善に努めるものとし、問題が発生した場合には内部監査室、監査役などと連携を図るものとする。
- IV 当社は財務報告の信頼性を確保するため、関連諸法令を遵守し、「財務報告に係る内部統制」の構築・運用を行なう体制を整備する。
 - (1) 経営理念及びコンプライアンス規程に基づき、社内の財務報告に係る内部統制を設計・運用し、原則を逸脱した行為が発見された場合には、適切に是正する。
 - (2) 適切な会計処理の原則を選択し、会計上の見積り等を決定する際の客観的な実施過程を保持する。
 - (3) 取締役会は、財務報告及び財務報告に係る内部統制に関し適切に監督・監視する。
- V 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とのいかなる関係も断絶し、これを排除する仕組みを整備する。

3 取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- I 当社は取締役・執行役員の職務執行が適正なものであり、また効率的な経営をめざして公正に意思決定がなされていることの説明責任を果たすために、以下のような体制整備に努める。
- II 職務執行に係る重要情報、文書については、その管理基準に基づいて作成、保存管理する。
 - 当社における重要情報、文書とは
 - 株主総会議事録
 - 取締役会議事録
 - 取締役が最終決裁者とされる社内稟議書
 - リスク管理報告書
 - 重要な業務執行に関する契約書
 - その他当社が管理基準により重要と判断した文書、情報等
- III 取締役、監査役、会計監査人ならびに内部監査室の求めに応じて必要な情報を適時提供する。
- IV 内部監査室は、上記管理基準に基づいて適切な文書情報管理がなされているかどうか、適宜運用に関して審査を行う。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- I 当社は、クライシスマネジメントを含む全社的なリスク管理こそ当社の収益力を高め、かつ企業不祥事の芽を摘むことに資するものである、との理解から、以下のとおりのリスク管理に関する体制を整備する。
- II 当社は、全社的リスク管理を目的としたリスク管理規程を策定する。
- III 各取締役・執行役員は、IIで定めた管理規程に基づいて、担当業務領域における事業上のリスク管理の責任と権限を有するものとし、担当業務におけるリスク評価とその対応策について取締役会に報告する。
- IV 損失が現実化したとき、または損失が現実化するおそれのあるときは、リスク管理規程に則り、必要に応じて対応すべき責任者となる取締役・執行役員のもとリスク対策本部を設置する。
- V 当社の置かれた経営環境、経済事情の変動、その他新たなリスクの発生のおそれ、もしくは既存のリスクの消滅などに伴い、リスク管理規程については適宜見直しを行う。

5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 当社は執行役員制度を採用する。経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、業務執行の効率化・迅速化と責任の明確化を図り、以下の体制を整備する。
- II 効率経営・適正利益を確保するために、毎年、年度計画を策定する。
- III 一定のサイクルで経営会議を開催し、随時、経営戦略、業務執行状況、課題について見直し、対策を講じる。
- IV 職務分掌規程、職務権限規程を制定し、意思伝達の効率化、適正化をはかるものとする。

6 企業集団における業務の適正を確保する体制

当社には親会社及び子会社は存在しない。よって企業集団における業務の適正を確保する体制に関する決議事項はない。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- I 当社は、監査役の監査業務の独立性、効率性を確保するために以下の体制を整備する。
- II 当社は内部監査室の構成員を、必要に応じて監査役補助使用人とすることができる。ただし、その必要性については監査役の判断に基づくものとする。
- III 監査役は内部監査室と連携して、業務執行の監査を行う。

8 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- I 当社は、監査役がその職務を公正に行いうるような以下の体制を整備する。
- II 内部監査室構成員の人事異動等については、監査役会の同意を必要とする。
- III 監査役からその補助者としての指揮権を受けた内部監査室構成員は、その業務につき、他の取締役・執行役員との指揮権よりも優先して執行しなければならないものとする。

9 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項

- I 当社は監査役による権限行使が適正になされるよう、また監査役の業務が効率的になされるように以下の体制を整備する。
- II 取締役・執行役員及び使用人は監査役に主に以下の報告を行う。
 - (1) 取締役会で決議した事項ならびに経営会議で協議した重要事項
 - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項
 - (3) 取締役・執行役員が法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実に関する事項
 - (4) 内部監査の実施状況
 - (5) 内部通報の内容
 - (6) その他監査役が職務遂行上報告を求めた事項
- III 当社は、監査役への報告を行った当社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

10 その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- I 監査役は取締役会・経営会議に出席し、意見を表明することができる。
- II 代表取締役と監査役は、必要に応じて意見交換会を開催するものとし、意思疎通をはかることにより監査業務を効果的なものとする。
- III 監査役は内部監査室と連携して、業務執行の監査を行うほか、必要に応じて顧問弁護士、公認会計士等、外部専門家を任用することができる。
- IV 当社は、監査役から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担する。

